

平成 2 8 年度
第 4 回高松市農業委員会農政部会
議 事 録

平成 2 9 年 3 月 2 7 日開会

高松市農業委員会

平成28年度第4回高松市農業委員会農政部会議事録

開催日時 平成29年3月27日（月）午後2時開会

開催場所 香川県農業協同組合 中央地区営農センター 役員会議室

出席委員 23人

- 1 番 宮野 惠基（農政部会長）
- 2 番 三好 義光（農政部会長職務代理者）
- 3 番 竹内 俊彦
- 4 番 佐竹 博巳
- 5 番 河瀬 和一
- 6 番 佃 俊子
- 7 番 三笠 輝彦（会長）
- 10番 平賀 文之
- 13番 川田 之治
- 14番 上原 勉
- 15番 岡野上盛雄
- 16番 赤松 貞廣
- 17番 橋本 修
- 18番 矢島 國雄
- 19番 中名 良竹
- 20番 花澤 均
- 21番 兔子尾紀夫
- 22番 小早川數市
- 24番 落合 隆夫
- 25番 廣瀬 吉俊
- 26番 羽田 剛
- 27番 宮武 正明
- 28番 古川 浩平

欠席委員 4人

- 8 番 十河 善則
- 9 番 南原 勉
- 11番 谷口 辰男
- 23番 山地 宏美

農業委員会事務局出席者

事務局 長 川西 好春

(農政課長事務取扱)

農政課長補佐 大井 昌和

(農政管理係長事務取扱)

主任主事 柞原 佳子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

第3 議案第2号 公益財団法人香川県農地機構に対する貸付意向の通知（案）について（利用意向調査の結果）

報告第1号 平成28年度農地利用状況調査の結果について

報告第2号 農用地利用集積計画の策定について

報告第3号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

川西事務局長 事務局からお知らせします。

ただ今の、出席委員は23名でございます。

従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

それでは、ただ今から平成28年度第4回高松市農業委員会農政部会を開会いたします。

開会に当たりまして、宮野農政部会長から御挨拶を申し上げます。

宮野農政部会長

(内容省略)

川西事務局長 ありがとうございました。

続きまして、三笠会長から御挨拶をお願いいたします。

三笠会長

(内容省略)

川西事務局長 ありがとうございました。

それでは、本日の農政部会の議事運営につきましては、高松市農業委員会部会会議規則によりまして、部会長が当たることとなっておりますので、これ以降の議事運営につきましては宮野農政部会長にお願いしたいと思います。

宮野部会長、よろしくお願いいたします。

議長(宮野農政部会長) ただ今、事務局から説明がありましたように、本日の議事運営は部会長が当たるということでございますので、これ以降の議事運営につきましては、私において取りまとめさせていただきます。皆様方の御協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名についてでございますが、部会会議規則により、議事録署名委員2名を定めなければなりません。お許しをいただければ、慣例に従いまして、私において指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 ありがとうございます。

それでは議事録署名委員には、議席番号5番河瀬 和一委員さん、議席番号26番羽田 剛委員さんの御両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、日程第2に入ります。

議案第1号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第1号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について御説明いたします。これは、平成21年度に国から、農業委員会が規制改革会議などで様々な意見を述べられていますが、多岐に渡る現場での活動実態を知らないからであり、農業委員会活動の見える化という観点から、公表するよう定められたものでございます。また、平成28年度から農業委員会法の一部改

正に伴う様式変更があり、昨年度は、27年度の点検・評価については旧様式で、28年度の活動計画（案）については、新様式で公表いたしました。今年度は、28年度の点検・評価も新様式となっております。

それでは、別紙様式2の平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）から御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

まず、Ⅰ 農業委員会の状況（平成29年3月1日現在）の1 農業の概要でございますが、1段目の表が農地面積、2段目の3つの表が農家等に関する概要が記載されておまして、1段目の表の3行目の遊休農地面積、4行目の農地台帳面積は28年度の調査結果と台帳の29年1月現在の面積でございます。また、2段目の右の表の認定農業者等の経営数は現在の数でございます。その他耕地面積、経営耕地面積、農家数、農業者数については2015年農林業センサスに基づく数値となっております。

次に、2 農業委員会の現在の体制でございますが、本市農業委員会は旧制度に基づくもので任期満了が平成29年7月19日でございます。農業委員数は表のとおりでございます。

2 ページをお開き願います。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化の1 現状及び課題でございますが、昨年度に28年度計画として挙げた内容を記載しております。

2 平成28年度の目標及び実績でございますが、集積目標1,100ヘクタールに対し、集積実績は1,251ヘクタールで新規実績は、昨年度の実績994ヘクタールとの差257ヘクタールとし、達成状況は113.73パーセントとしております。

次に、3 目標の達成に向けた活動の活動計画については、昨年度の28年度の活動計画を記載し、その下の活動実績については、農業委員の地元地区活動の中で、香川県農地機構と連携し、農地の利用集積に向けた掘り起こしや担い手へのあっせんに努めました。また、年2回、農業委員会だよりで利用権設定や農地中間管理事業の制度を周知するとともに、8月、9月と1月に農業相談会を開催し、農用地利用集積計画による利用権設定に努めました。

次に、4 目標及び活動に対する評価でございますが、目標に対する評価については、担い手の利用集積への需要は依然として高く、今後とも集積に向けて活動を継続する必要があります。そのために設定した目標値は妥当でありました。活動に対する評価については、各地区での農業相談会を通じて、農地の利用集積を進めました。活動方法は有効であり、香川県農地機構の農地集積専門員と連携を図るなど、引き続きあっせんに努める必要があるとしております。

3 ページを御覧願います。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、1 現状と課題については、昨年度に28年度計画として挙げた内容を記載しております。

2 平成28年度の目標及び実績でございますが、新規参入者の結果の報告が県を通じてありますのが5月下旬ごろのため、現時点では、28年度中の認定新規就農者7経営体とその農地面積を実績として記入しております。今後、数字が確定次第差し替えたいと考えております。

次に、3 目標の達成に向けた活動の活動計画については、昨年度の28年度の活動計画を記載し、その下の活動実績は、担い手の育成に取り組んでいる農林水産課と連携し、同課が設定している目標の達成に努めました。

次に、4 目標及び活動に対する評価でございますが、目標に対する評価については、担い手の育成に取り組んでいる農林水産課で、上記のとおり目標を設定していることから、農業委員会としても連携する目標として適当であります。活動に対する評価については、担い手の育成に取り組んでいる農林水産課と連携し、同課が設定している目標の達成に努めたとしておりますが、実績の数字に応じて今後修正したいと考えております。

4ページをお開き願います。

Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価でございますが、1 現状と課題については、昨年度の28年度計画として挙げた内容を記載しております。

次に、2 平成28年度の目標及び実績でございますが、28年度中に実施しました利用状況調査の結果、遊休農地が133ヘクタールから149ヘクタールに増加しましたので、マイナス16ヘクタールとなり、達成状況はマイナス25.81パーセントとなります。

次に、3 2の目標の達成に向けた活動の活動計画については、昨年度の28年度の活動計画を記載し、その下の活動実績のうち、農地の利用状況調査については、調査委員数161人、調査実施時期は8月から11月、調査結果取りまとめ時期は11月から12月、その下の農地の利用意向調査につきましては、調査実施時期が8月から1月、調査数は788筆、調査面積が60ヘクタールでございます。調査結果取りまとめ時期については2月から3月まででございます。その他の活動といたしまして、農業委員が随時、遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地について指導するとなっています。

次に、4 目標及び活動に対する評価でございますが、目標に対する評価については目標を達成できなかったが、遊休農地の所有者等に継続的に指導しており、目標としては妥当であります。活動に対する評価については遊休農地の所有者等へ継続的に指導し、耕作放棄地の解消への理解が進みつつあるため、指導や利用意向調査を通じて農地の有効利用が図られるよう香川県農地機構と緊密に連携することが必要であるとしております。なお、利用状況調査と利用意向調査の結果については、この後の議案第2号と報告第1号で御説明いたします。

5ページを御覧願います。

Ⅴ 違反転用への適正な対応でございますが、1 現状と課題については、昨年度に28年度計画として挙げた内容を記載しております。

次に、2 平成28年度の実績でございますが、3.9ヘクタールでございます。

次に、3 活動計画・実績及び評価でございますが、活動計画については昨年度の28年度の活動計画を記載し、その下の活動実績は違反転用の是正指導として、違反転用者に対し、毎月、違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを実施、違反転用の発生防止に向けた取組として、毎月、重点監視地域等での農地パトロールの実施といたしました。活動に対する評価については、農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状

況に関する調査を兼ねて違反転用の農地パトロールを実施しており、引き続き是正指導していくとしております。

6 ページをお開き願います。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。

1 農地法第3条に基づく許可事務については、1年間の処理件数が223件、うち、許可が223件、不許可が0件でございます。事実関係の確認の実施状況につきまして、申請者の内容の事実関係を客観的資料に基づいて確認するとともに、地区の担当職員と農業委員で現地調査を実施している。さらに必要に応じて申請者に対する聞取りを実施している。是正措置はございません。総会等での審議、実施状況については、関係法令・審査基準・事務処理要領に基づき、1件ごとに審議している。是正措置はございません。申請者への審議結果の通知でございますが、実施状況は、申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数、223件、不許可処分の理由の詳細を説明した件数は0件でございます。是正措置として、農地部会等で農業委員から指摘された留意事項を申請者に伝えるとしております。審議結果等の公表につきまして、実施状況は、詳細な議事録を作製しホームページに掲載している。是正措置はございません。処理期間につきまして、実施状況は標準処理期間が申請書受理から28日、処理期間は平均22日でございます。

次に、2 農地転用に関する事務、意見を付して知事への送付について、1年間の処理件数は804件でございます。事実関係の確認でございますが、実施状況は、申請者の内容の事実関係を客観的資料に基づいて確認するとともに、地区の担当職員と農業委員で現地調査を実施している。是正措置はございません。総会等での審議でございますが、実施状況は、関係法令・審査基準・事務処理要領に基づき、1件ごとに転用事業内容、周辺農地の営農条件等について審議している。是正措置はございません。審議結果等の公表でございますが、実施状況は、詳細な議事録を作製しホームページで公表している。是正措置はございません。処理期間の実施状況は、標準処理期間が申請書受理から42日、処理期間は平均36日、是正措置はございません。

7 ページを御覧願います。

上段の3 農地所有適格法人からの報告への対応については、農地所有適格法人からの報告についてのうち、実施状況は管内の農地所有適格法人数35法人、うち、報告書提出農地所有適格法人数29法人、うち、報告書の督促を行った農地所有適格法人数6法人、そのうち、督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数6法人、うち、報告書を提出しなかった農地所有適格法人0法人、提出しなかった理由は休業中であつたため6法人、対応方針は、再開後、提出を指導するとなっております。農地所有適格法人の状況については、農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数0法人、対応状況はなしでございます。

次に、下段の4 情報の提供等でございますが、賃借料情報の調査・提供につきましては、実施状況が調査対象賃貸借件数581件、公表時期が平成28年11月、情報の提供方法については、ホームページでの公表及び農業委員会だよりに掲載となっております。是正措置はございませ

ん。農地の権利移動等の状況把握でございますが、実施状況につきましては、調査対象権利移動件数が1,525件、取りまとめ時期が平成29年3月、情報の提供方法はホームページで公表となっております。農地台帳の整備でございますが、整備対象農地面積については8,320ヘクタール、データ更新については利用状況調査結果、固定資産税台帳の移動、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を実施し随時更新、公表については農地情報公開システムで公表となっております。

8ページを御覧願います。

上段のⅦ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、公表後、意見等があれば記載します。

次の下段のⅧ 事務の実施状況の公表等でございますが、1 総会等の議事録の公表につきましてはホームページに公表している。2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見につきましては、意見の提出件数は2件、提出先及び提出した意見の概要は香川県と高松市へ、1 担い手への農地利用の集積・集約化に関する施策の改善について 2 遊休農地の発生防止・解消に関する施策の改善について 3 新規参入等担い手に関する施策の改善について 4 その他農業・農村を取り巻く施策の改善としています。3 活動計画の点検・評価の公表についてはホームページに公表しているとしております。

以上が平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)でございます。

(花澤委員午後2時半退室)

次に、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)でございますが、左上に別紙様式1と記載した次の資料の1ページを御覧願います。

I 農業委員会の状況(平成29年3月1日現在)でございますが、上段の1 農家・農地等の概要及び下段の2 農業委員会の現在の体制については、先ほど平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)で御説明したものと同一内容でございます。

2ページをお開き願います。

II 担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、1 現状及び課題の現状については、管内農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積6,230ヘクタール、これまでの集積面積は1,251ヘクタール、集積率は20.08パーセントでございます。課題としましては、農業従事者の減少、高齢化等により今後遊休農地の増加が憂慮される。基盤整備率が低く面積も小さい圃地が多い状況から、作業効率を上げるためには、香川県農地機構の活用や利用権設定等で担い手に集積し有効利用を図る必要があるとしております。2 平成29年度の目標及び活動計画でございますが、集積面積の目標は昨年度は、農林水産課が高松市農業振興計画の平成27年度目標値1,100ヘクタールとしておりましたが、今年度からは、目標設定の考え方を高松市農業経営基盤強化促進基本構想で定められている農用地の利用集積における平成35年度の目標35パーセントに当たる面積2,181ヘクタールを目標とし、2,181ヘクタールマイナス1,251ヘクタール割る7年の約133ヘクタールを新規目標とするとしております。活動計画につきましては、農業委員・推進委員の地元地区活動の中で、香川県農地機構と連携し農地の利用集積

に向けた掘り起しや担い手へのあっせんに努める。また、年2回、農業委員会だよりで利用権設定や農地中間管理事業の制度を周知するとともに、8月と1月に農業相談会を開催し農用地利用集積計画による利用権設定に努めるとしております。

次に、下段Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、1 現状及び課題について、新規参入の状況は、26年度新規参入者数30経営体、取得した農地面積は24.1ヘクタール、27年度新規参入者数は20経営体、取得した農地面積は4.2ヘクタール、28年度新規参入者数は認定新規就農者が7経営体、取得した農地面積は2.9ヘクタールでございます。課題につきましては、担い手不足に対処するため、農業委員・推進委員・香川県農地機構・農業団体・学識経験者など関係者の連携を強化し、認定農業者、法人化、集落営農等の制度に関する説明会を開催し、その育成・確保に努めるなど効果的な取組みが必要であるとしております。

2 平成29年度の目標及び活動計画は28年度の目標及び活動計画と同じ内容としております。

3 ページを御覧願います。

上段Ⅳ 遊休農地に関する措置の1 現状及び課題でございますが、管内農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積6,230ヘクタールと遊休農地面積149ヘクタールの合計が6,379ヘクタールで2.34パーセント。課題は、農業従事者の高齢化や担い手不足により遊休農地の面積が増加傾向にありますので、利用状況調査の円滑な実施、所有者への指導、解消に向けて利用意向調査の結果を県農地機構へ通知するなど関係諸機関との連携と研究を要するとしております。

2 平成29年度の目標及び活動計画でございますが、目標について、遊休農地の解消面積は13.9ヘクタール、目標設定の考え方は、平成27年度の管内農地面積6,363ヘクタールを基準とし、目標年度31年度の遊休農地面積の目標割合を1パーセントとした場合、目標の遊休農地面積は63.6ヘクタールとなるため、27年度の遊休農地面積が133ヘクタールから31年度までの5年間で目標の遊休農地面積63.6ヘクタールを目指すとしております。活動計画につきましては、農地の利用状況調査におきまして、調査員数は農業委員等79人、水田部会役員等281人、調査実施時期は8月から11月、調査結果取りまとめ時期は11月から12月としております。調査方法は、これまで作成した地図等により、各地区部会ごとに農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を兼ねて農地パトロールの中で一体的に行う。調査の日時、各農業委員・推進委員の担当場所を決めて市と共同で実施する。また、農業上の利用増進が図られるよう耕作放棄地の所有者等に対し、香川県農地機構への貸付けを促す。1 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査で再生利用が可能な荒廃農地の把握及び地域における目標によるその他の遊休農地の把握 2 農地法の許可案件の履行状況の調査・確認 3 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の調査・確認 4 農地の違反転用の早期発見 5 相続税・贈与税納税猶予特例適用農地の営農状況の調査・確認 6 仮登記農地の利用状況の確認としております。農地の利用意向調査につきましては、実施時期は11月から12月、調査結果取りまとめ時期は、12月から1月、農業委員・推進委員が随時、遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地について指導するとなっております。

次に、下段Ⅴ 違反転用への適正な対応の1 現状と課題について、現状につきましては、管内の農地面積6,230ヘクタール、違反転用面積はございません。課題につきましては、違反転用は毎年1ヘクタール強発生しており、これらを発生年中に確実に解消しなければならないとしております。

4ページを御覧願います。

2 平成29年度の活動計画でございますが、違反転用の是正指導として違反転用者に対し、毎月、違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを実施としております。違反転用の発生防止に向けた取組として、農業委員会だより等で市民に対し違反転用が犯罪であることを周知、重点監視地域での農地パトロールの強化としております。

内容の説明は以上でございます、本日御承認いただきましたら、ホームページに1月間掲載し、農家の方等から御意見をいただく予定でございます。

よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号について、御意見等が有りましたら、御発言をいただきたいと思います。

議 長 1ページの総農家数の方が農業就業者数より多いのは、どうしてですか。

川西事務局長 センサスに基づく数値なんですけれども、総農家数は1つの農家に1戸という考え方をしております。当然ながら、農業者数は、これより多くないとおかしいのではないかとということだと思いますが、10アール以上総農家数8,682戸あるんですけれども、農業就業者数というのは、販売農家の農業就業者数ということで、販売農家数4,870戸のうち、農業就業者数は7,275人ということになっております。

議 長 他に何かありませんか。他に意見等が無いようですのでお諮りいたします。

議案第1号につきまして、原案どおり承認することで御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議無しと認め、議案第1号は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第2号 公益財団法人香川県農地機構に対する貸付意向の通知(案)、(利用意向調査の結果)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第2号公益財団法人香川県農地機構に対する貸付意向の通知(案)(利用意向調査の結果)について御説明いたします。これは、平成25年度から皆様の御協力をいただき実施いたしました農地利用状況調査の結果から、再生利用が可能な荒廃農地で所有者が確認できたものについて、平成28年度に利用意向調査を実施し、その回答を集計した結果が1 農地利用意向調査結果でございます。

(表の説明)

この回答のうち、農地中間管理事業利用を希望する55件、79筆、55,473平方メートルについて、公益財団法人香川県農地機構に次ページ以降にございます農地法第35条第1項に基づく通知をするものでございます。

1 枚お開き願います。

昨年度と同様に筆数が多うございますので、鑑となる通知文の後ろに3ページにわたり1番から79番までの農地中間管理事業利用意向農地一覧を添付するものでございます。

項目としましては、農地の所在地、地目、面積、所有者氏名・住所、電話番号、耕作者、所有権以外の権利の種類が記載されております。

御承認いただけましたら、この内容で香川県農地機構に通知したいと考えております。

なお、利用状況調査の結果につきましては、後ほど報告第1号で御説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

議 長 以上、議案第2号の説明が終わりました。

議案第2号について、御質問、御意見はございませんか。

他に意見等が無いようですのでお諮りいたします。

議案第2号につきまして、原案どおり承認することで御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議無しと認め、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案については、以上で終り報告事項に移ります。

報告第1号 平成28年度農地利用状況調査の結果について、報告第2号 農用地利用集積計画の決定について、報告第3号農業経営改善計画の認定に係る意見についてを順次、報告いたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 それでは、報告第1号から3号までについて御説明いたします。

まず、報告第1号 平成28年度農地利用状況調査の結果についてでございます。

報告第1号の表紙を御覧ください。昨年8月から11月にかけて、皆様に調査していただきました農地利用状況調査の各地区と全体の集計でございます。左からA分類、B分類、それぞれの合計がございまして、その右側に合計が2つあり、左側が28年度のA・Bの合計、右側が27年度の合計、右端が対前年度の増減となっております。

(表の説明)

なお、地区ごとの増減が表に記載されておりますが、その町ごとの内訳は、1ページから3ページまででございますので、また、御一読ください。

続きまして、報告第2号 農用地利用集積計画の決定について御説明いたします。

報告第2号を御覧ください。

平成29年3月7日付けで高松市長から農用地利用集積計画を定めるに当たり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農業委員会の決定が求められ、去る3月10日に開催されました農地部会におきまして承認をいただきましたので、報告させていただきます。これにつきましては、本年1月に、第1地区から第7地区で開催しました農業相談会において申出がありました利用権設定に係るもので、3月31日公告予定でございます。皆様には、お忙しい中、農業相談会で大変お世話になりありがとうございました。

それでは、2枚目の裏面を御覧願います。

今回の利用権設定の筆数等を集計表にしたものでございます。合計筆数が988筆、面積は1,026,418.42平方メートルで、件数は369件でございます。次ページとその次のページは、先ほどの集計表の内訳で、利用権設定等促進事業と農地中間管理事業に分けてそれぞれを集計したものでございます。利用権設定等促進事業につきましては、合計筆数が735筆、面積が779,665.95平方メートルで、件数は296件でございます。また、農地中間管理事業につきましては、合計筆数が253筆、面積が246,752.47平方メートル、件数が73件ございまして、今回の農地集積面積の約4分の1となっております。

なお、本日は利用権を設定した農地を各筆ごとに記載した利用権設定各筆明細については、省略させていただいておりますので御了承願います。

以上が報告第2号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。

次に、報告第3号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてでございます。

表紙を御覧ください。

これも高松市長から農業委員会へ農業経営改善計画の認定に係る意見を求められ、3月10日の農地部会で承認されたものを報告するものです。

1枚目をめくっていただきますと農業経営改善計画の申請者の一覧となっております。

まず、上段は平成29年3月認定予定の23名の方でございます。1番から17番までは再認定、18番から23番までは新規認定でございます。

次に、終期を迎え再認定を受けなかった方が6名、一番下が認定取消し3名でございますが、この1番・2番の方については、上段の21番、22番で法人として新規認定を受けるもの、3番は後継者に経営を継承するものでございます。

なお、認定予定者の申請概要につきましては、次の1ページから8ページまでにかけて添付しておりますので御一読ください。

報告事項につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の報告は以上でございます。これについて、御質問等はございませんか。

他に御質問等が無いようでございますので、報告事項は終わります。

次に、5のその他に移ります。

事務局何かありますか。

川西事務局長 3月1日から3月31日までの間、農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦を受け付けておりますけれども、昨日現在の推薦状況を御報告いたします。28の地区水田部会がありまして、そのうち、21の水田部会から農業委員と推進委員の推薦が上がってきております。人数で言いますと、農業委員が48名、推進委員が47名、そのうち、認定農業者が21名という状況となっております。それともう1点ですけれども、平成29年度の職員の人事異動の内示が今日ありました。農業委員会事務局から転出されるのが、本日説明しました大井農政課長補佐が障がい福祉課に転出、第1地区を担当していた藤澤主任が土地改良課へ転出されます。第5地区を担当していた稲井主任が定年退職、庵治支所へ再任用ということになっております。第7

地区を担当しておりました藤井主任が勇退をされ、地区は持っていませんが、香川県農業会議の常設審議委員会に意見聴集の諮問等をしていた須和主任が勇退ということになっております。そこで、農政部会、今日が今年度最後ですので、大井補佐の方から皆さんに、お礼の挨拶をしたいということなので、少し時間をいただきたいと思います。

大井農政課長補佐

(挨拶内容省略)

議 長 ありがとうございます。これについて、御質問等はございませんか。

他に御質問が無いようでございますが、せっかくの機会ですので、委員の皆様方、何かございませんか。

以上で本日予定しておりました議事が終了しました。皆様方の御協力ありがとうございました。

それでは、三好農政会長職務代理者から閉会の御挨拶をお願いします。

三好農政部会長職務代理者

(内容省略)

議 長 ありがとうございました。

、午後3時5分 閉会

会 長

議事録署名委員

部会長

委 員

委 員